

奈良国立文化財研究所年報

1959



奈良国立文化財研究所

目次

序言	1
川原寺第三次発掘調査概要	2
明恵上人の高山寺庵室について	8
資料紹介	
興福寺中金堂前の灯籠台石	7
鶴林寺「聖徳太子伝」壁画	17
<small>仁和寺</small> 諸寺縁起四種	19
一 金峯山本縁起	19
二 当麻寺縁起	21
三 明通寺縁起	24
四 和州橘寺勧進帳	26
図版解説	
白朱子地椿樹方字つなぎ文様縫箔能衣装	16
昭和三十三年調査研究概況	28
組織と構成	33

奈良国立文化財研究所年報 1959

発行年月日 1959.12.21 編集・発行 奈良国立文化財研究所 印刷 天理時報社

東京神祇白米子地積屋方字つなぎ久保織習能衣裳

月原寺・西僧房（南より）

川原寺・北回廊と渡廊（東より）

序 言

藤 田 亮 策

奈良国立文化財研究所は発足以来八ヶ年、研究事業も着々と進行し、研究成果の刊行されて字界を裨益したのも少くない。また豊富な古文化財の中心地にあるために、その調査と保存とに寄与して来た点も人の知るところである。これについては一九五八年年報に詳細に報告されて居り、新らしい研究報告の一端も紹介されて、本研究所の性格そのものも明になったことと思う。

文化財保護委員会が東京・京都・奈良の三国立博物館を擁し、東京国立文化財研究所を附属機関とする外に、特に奈良に研究所を新設するに至つたことは、奈良が日本古文化成立の中心部に当り、正倉院・七代寺を始め、飛鳥・平城・平安の各時代の遺跡に取り囲まれていることを意識したためである。近畿地方の国宝・重要文化財及び史跡の数が、日本全土に於ける分布の半数以上を占めることは、有力にこれらのものを物語るに在り。即ち、この古文化財の中心地に在つて、直接これらのもの研究調査を行い、その保存に貢献する目的を以て、奈良文化財研究所は設置されたことを信じて疑わない。

奈良の研究所がその好位置を十分に利用し、当初の目的に邁進していることは、従来発表されて来た業績で知ることが出来る。ただ設立の規模が余りにも小さく、研究員の数も僅少であり、従つて研究費に乏しく、諸社寺及び地方公共団体の援助により研究を進め、研究員自らそのために奔走する有様にあることは遺憾である。研究題目と研究資料とは無尽蔵と言つてよく、調査の進行に従い新発見相次ぎ、現状ではこれを処理するに足る研究態勢を整えることは困難である。仍て

今後は全研究員の専門知識を動員して、一つ一つの古社寺または遺跡に対して総合的に協同研究を進めることが考えられて居り、既に一部実行されている。

昭和二十九年の平城宮址発掘調査を契機として、国の計画による遺跡の発掘に本研究所が調査団を組織して當つて来たことは、日本に於いては劃期的の事実である。飛鳥寺・川原寺等の規模の大きい調査は、国費による国家的事業であるために漸く成果を納めたと言つてよい。

昭和三十四年度から五ヶ年を以て、新に平城宮址の全面的発掘調査を計画したことは、我が国に於ける最初にして最大の発掘事業で、本研究所の負わされた責任は重大である。幸にして初年度の調査は、官民の全面的協力により成功を納め得たが、次年度以降の広大面積の調査は至難の業であり、實際上十年乃至十五年の継続地行が必要である。また正しく平城宮の方位・配置・範圍を知るためには、単に宮址の発掘に止らず、七代寺その他の正確の坪割と糸取との關係を明かにし、藤原・難波・長岡・平安各宮址の調査の結果をも十分に参照することが要求される。平城宮址の調査を助ける意味からも、奈良の研究所はその総力を挙げて、七代寺十八社の古社寺の総合研究を行うべきであるとする考は正しい。乏しい経費と僅かの研究員とでこれを如何にして処理してゆくかが今後の重大の課題で、要は合理的の調査と総員の融和協力以外に道はないと思う。

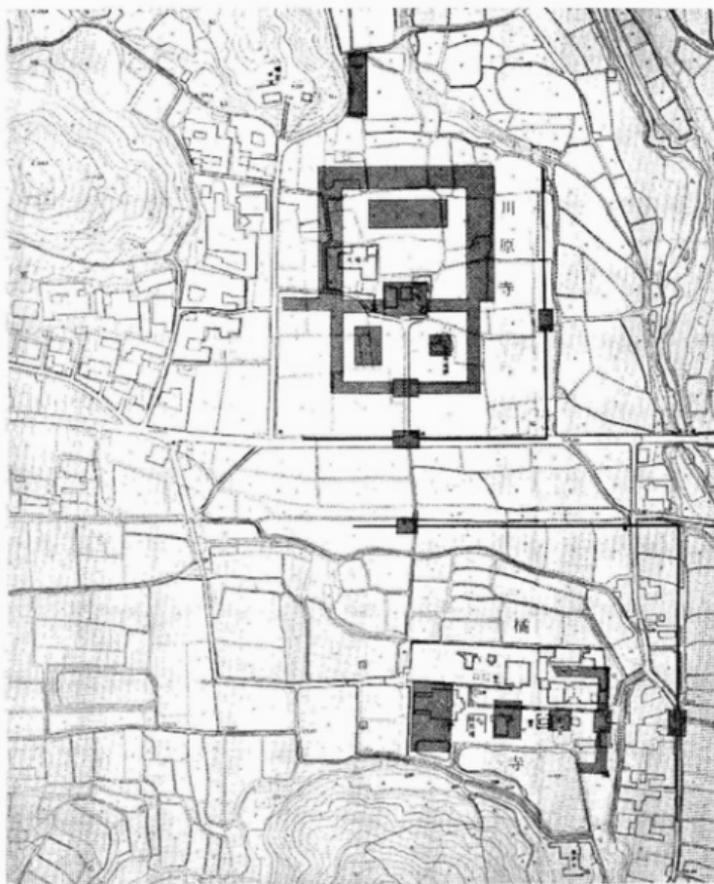
本書に載せられた研究記事は一九五八年度に行われた調査の概要であつて、詳細の研究報告は別にそれぞれ発表される予定である。

川原寺第三次発掘調査概要

建造物研究室・建築
歴史研究室・考古

川原寺第三次発掘調査概要

第1図 川原寺・橋寺図



昭和32年度より行っている川原寺の発掘調査は、予期以上の成果をおさめてわが國上代寺院史研究に重要な資料を加えつつあるが、先の第一次及び第二次調査に引き続いて、昭和33年11月15日より昭和34年3月9日まで、約百日を費して第三次調査が行われた。先の調査に對しては、すでにその概要を58年度年報に簡単に報告したが、更にその後の調査を合わせていすれ詳細な報告書を刊行する予定である。出土遺物の整理等には、現在なおかなりの日数を要するので、ここでは第三次の調査で新に発見された遺構を土として記し、今回の調査の概要を報告する。

先の第一次及び第二次調査によつて南大門、中門、回廊、中金堂、東塔及び西金堂等の遺構を發掘し、南門より中金堂に至るいわば金堂院とでもいうべき伽藍の中核部を明らかにすることが出来た(第3図)。その結果、従来からも一部では推定されていたことではあるが、中金堂の南庭の更に塔、西に仏殿を對置し、中門から発した回廊がそれらを取囲むという、前例を見ない伽藍配を確め得たのであつて、その意義は誠に大なるものと信ずる。今回はそれに引き続きその北方、講堂等に當る附近を主として調査し、講堂及び僧房を明らかにした。また中金堂兩廂の回廊及びその西端から西へ延びる渡廊等も合せて調査した。

一 講 堂

中金堂の北48m(158.7尺)に東西41m(135.5尺)、南北16m(52.7尺)の基壇地ためをもつ講堂が存したことが確認された。講堂の上

部は完全に配平されて(第2図)地上には全く何等の遺構を残さな

いまでになつてしたが、こ

こでも第一、二次の調査で判明した伽藍兩半同様の埋立た土の上に遺構が造営されていた。基壇地かためは、前記の寸法でこの盛土上面

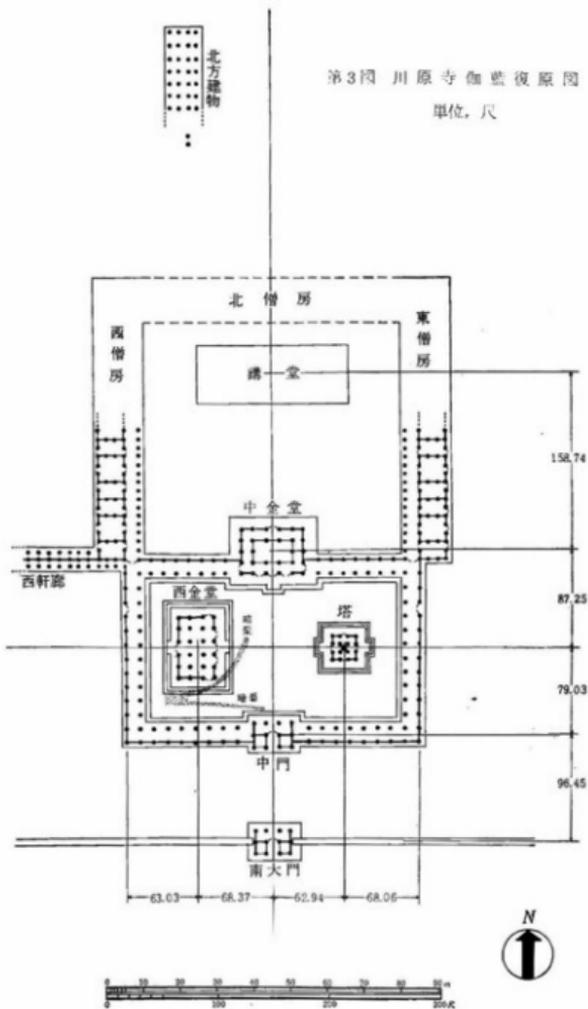
を深さ約0.5mほど掘り、これに径30×40cmの玉石を敷きつめたもので、この上に厚さ3cmほどに叩き固めた十層が15層くらいみられたが、これは明らかに基礎構築のための築土層で、第二次調査の時の塔址の例や西大寺東西両塔などと同様の手法を示している。

講堂周辺の破壊は手前以上はげしいものであつて、西方は渠、南、東、北の三方は幅3mにおよぶ濠が劃整されていた。わずかに北辺の



第2図 講堂全景(北より)

第3図 川原寺伽藍復原図
単位、尺

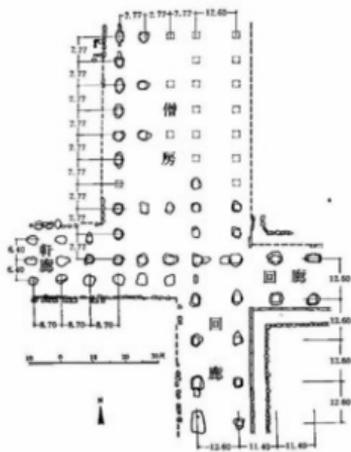


一部に講堂所用の瓦と思えるものの堆積が発見されたのみであった。その他には、南中央正面に掘立柱に仕合せた花崗岩製の唐唐敷が見出された。これとて講堂に用いられたものと考えられないものである。

取付いていることが判明した。東側に現在の地形が一段低くなっている。そこで当初より遺構の残存がややふまれたが、幸いにも内溝の底石と、礎石採取痕跡をかるうじて検出することに成功した。

西半部については第一次調査の熟に判明した西回廊に北接する部分

二 北回廊
中門より発した回廊が塔・西金堂の外周を繞つてさらに北に行くものか、あるいは中金堂に取付くのかの究明も、今回の調査の目的の一つであった。このため中金堂の東西両側で回廊の有無を調査し、これが中金堂の南第一間に

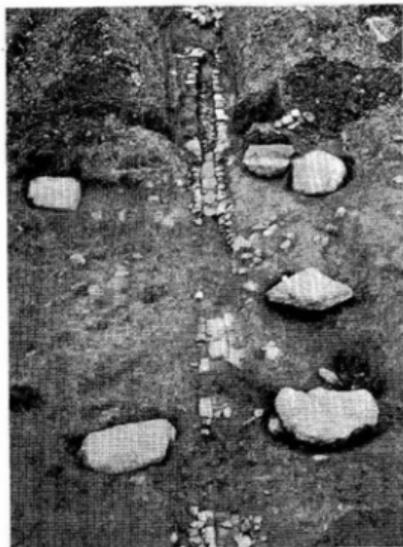


第4図 西僧房実測図

を発掘し西回廊が東折することを発見、さらに北回廊西半部西端で3柱間を出すことが出来た(第4図)。この部分の保存状態は西回廊同様きわめて良好であつて、その南辺には凝灰岩の切石を用いた基壇と玉石を敷き並べた雨落溝が良く残り、北辺も凝灰岩切石を用いた基壇がみられた。北西の隅の間は唐居敷の石があつて、北に向つてひらく扉がもうけられている。南辺の雨落溝は幅1.2m(3.8尺)で、西回廊東辺の溝巾が0.9mであることよりも広く作られている。またこの南辺の溝と、西回廊東辺溝との交点から、西にこの水を排水する幅30cmの暗渠が作られていた。この暗渠は両側壁が互積で作られ、上を凝灰岩の切石でおおつていたらしい。

三 僧 房

第三次調査開始時に、東回廊の北の延長部分に凝灰岩を用いた基壇痕跡と数個の礎石を見出したので回廊はこの部分まで延長しているものと考え、これが西折して講堂に取付く部分を見出すことに奮闘したが、結局は講堂には何等取付いていないことがわかつた。また、西回廊の北への延長部においては、西回廊に接して西回廊と同じ梁間をもつ西僧房の東第一間が検出され、北・西廊間の間の扉は、西僧房への出入口と認められた(第4図)。そのため、前記の基壇痕跡と礎石は、東僧房のものと推定され、東西両僧房が南北に長く、南で回廊に接し



第5図 北僧房暗渠全景(南より)

ていることがわかった。西僧房西側は礎石、地覆石、基壇なども保存が良好で、これによつて僧房の間取りまで復原し得るほどであった(第3図)。これによると僧房は基壇幅14.2 m(47尺)、その内側前面——講堂に面した側——に回廊梁間と同じ柱間3.8 m(12.6尺)の吹放しの通路を通し、各室は奥行きすべて3間2.3 m(7.7尺)等間、開口は中央に3間の一室を両側に2間の室を配したブロックが並ぶことがわかった。なほ、西僧房西側基壇の一部に、西方への通路部分とみられるものがあつたが、あるいは小丁房に通るものかも知れない。北僧房については、前に記した講堂北側壁で徹底的に破壊され、さらにその後の水田の地下げによる破壊によつて、講堂北部では痕跡すら認められなかつたが、東僧房の北端で、北僧房に相当する部分に、回廊の暗渠と同じ構造をもつ暗渠が南北方向に検出された(第5・6図)。これは北僧房基壇内の暗渠とも思われ、北僧房の存在を推定しうるものであつた。この結果、川原寺においては、講堂の三方に、二面僧房が存在したかと思われる。

四 西 軒 廊

北回廊の西に延長した礎石列の存在はずでに大正14年の調査で知られていたが、それがどのような性質のものかは判断に苦しむものがあつた。それが今回の調査では桁行間別各2.63 m(7.8尺)、梁行間別各1.93 m(6.4尺)の板敷状の建物で、これが西僧房南妻と接しており、西に7間18.5 m(61尺)以上続いた建物であることがわかつた。このことはこの板敷状の建物の西方にさらに建物のあることを予測させ、西の高



第6図 北僧房暗渠(南より)

くなつた部分からも瓦が出土すること、またこの西北に金堂の礎石にも匹敵するほどの大きな遺出しのある花崗岩礎石が存在することともに、食堂、政所屋などのような附属建物が考えられ、今後とも究明しなければならぬことを示すものであろう。

五 北 方 建 物

北僧房よりさらに北の伽藍中心線より西に約23 m(約77尺)・講堂より北に約82 m(約270尺)・板敷神社の屋下の近くの地に礎石列があることが判明したので、礎石列の追求を行ったところ、ここにも南北に長い梁行3間7.2 m(24尺)・桁行6間20 m(66尺)以上の建物が存在したこ

とがわかつた。この部分は当初寺地内として予期しなかつたほど北に離れているが、出土の瓦類も中心部と変りなく、この建物の北に川原寺の瓦窯があるといわれているので川原寺の附属建物の一つであることが考えられる。

六 遺 物

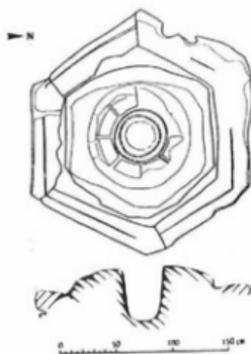
遺物の点では第一次、第二次の調査で知られたものと全く同様の瓦類が多数出土したが、すべて平安後期までのもので、建久2年の火災では北半の施設が復旧されなかつたことを示している。ただ土釜その他日常土器類の多かつたことは僧侶の居住地区であつたことを示しているであろうか。

以上今回の調査で講堂を繞る大規模な三面僧房があり、その他に多数の附属建物の遺存を予測させられるにいたつたが、一応川原寺中秘部の調査を打切ることにした。これで三次にわたる発掘調査の終了をみたわけであるが、わが国上代伽藍の配置形式に新例を紹介し得たこと、現在知り得た最古の三面僧房の平面間取りを究明し得たことは、川原寺発掘調査の成果として斯界に資することであろう。寺院地北部で検出された北方建物は、川原寺の附属建物の一つと考えられるが、その性格は不明であり、他の附属建物とともに、今後の調査を待ちたい。

(工藤 圭 章)

興福寺中金堂前の燈籠台石

興福寺中金堂の前の階段の最下段より南に5mのところに燈籠台石があり、昭和34年2月に寺が清掃した。それが八弁の蓮座をもつ花崗岩製で室町時代のもものと推定された。また別にその周囲に幅20×40cmの凝灰岩を六角形に組合した、径2.2mの燈籠台石トの布石もあることが判明した。これは現地表ト15cmにあり、地層の点から創建時ではなく、平安時代頃のものと考えられた。



明恵上人の高山寺庵室について

建築物研究室・建築

一

昭和32・33年度に、建築研究室は他の研究室と協同で、高山寺と仁和寺の聖教類を調査し、その中、特に高山寺の建築絵図類に注意した結果を標題の下で報告する。それら絵図は高山寺の境内図と個々の建築の平面図であり、後者には国宝に指定されている同寺の石水院（五所堂）に関するものが多く、別に他の庵室図があつた。石水院は明恵上人の庵室と説かれているが、調査をすすめるとそうではなく、いままでの理解に誤りがあることを見出した。^(略)そのことを指摘すると共に、他の庵室図について考える所を述べ紹介する。

(※) 五所堂は明治31年3月31日付で、古社寺保存法による特別保護建築物となり、法律改正で重要文化財と変わり、昭和28年3月31日には新国宝に指定された。「指定文化財総合目録・建造物編」(昭和33年10月刊)の下欄外の説明に「(佐後鳥羽院御学問所、真地3移)」とある。この建物について、日本建築学会近畿支部建築史研究分科会は昭和31年8月に見学会を行い、検討を加えた。その後、筆者はこの建物が「高山寺縁起」のいう東慈院ではないかと考え、翌32年11月、日本建築学会近畿支部研究発表会で、高山寺石水院の縁起を追求して、加茂から移された石水院庵室は現在では残っていないことを説いた。その時にこれが東慈院の遺構と考ふる旨を述べた

が、詳しくは説き得なかつたので、その点をその後に加えた資料を以て説明するものである。

二

まず庵室図について高山寺所蔵のものを挙げると(第1図参照)、現在の整理番号は第157箱の4、紙木墨書、縦29.2cm 横51.0cm、北と舌入れてある方を上にした時左上に、長方形の朱印「高山寺」が逆に押してある。南北2間、東西4間の平面、詳しくは、東の1間の北には「ツチ」と書き、土間であり、南には「ヒロヒサシ」で板間をあらわしているから、その部分は庇と解釈出来るので、母屋3間にして東の1面に庇をとりつけた三間一面の建築である。母屋3間の中、西1間と、中央の方2間とにわけ、西間1間の西側は「サクリハメ」と書入れて閉じている。「サクリ」は「決り」で、柱に決り溝をほりつけ、横板を嵌め込んだ板壁である。北側は格子遣戸で開き、南側は格子戸の図を背入れてあるが、別筆で「ヤリト」とあるから、那と別にその施設もあつたのであろう。間仕切の北の部分は「サクリハメ」で板壁、南には引違戸がたてられている。中央間の南側は那。北側は壁のようにはあらわしているが、その線は補筆であるので疑わしく、加えて

第1圖 高山寺所藏庵室圖

柱の側に扉を示す印があるから、開戸で開放していたとも思える。東側の庇との間仕切は、土間の部分に対しては「サクリハメ」、広庇には妻戸である。この間の中央に大きく正方形が書いてあるのは座床を意味するのであろう。広庇は吹放しで板敷となり、北の土間へ降るため階段がある。この広庇の東側から南側全体には縁があり勾欄が附けられ、南の中央に階段を設ける。勾欄は西端では南に折れ曲つた体にしてあるから、この建物の西側に別の建物があつたのかも知れない。

この図は、書入れの文字、紙質によつて鎌倉時代のもので判定され、当時の或る簡単な建物の平面で、東側の土間と広庇がこの建物の入口で、中央間、座床のある所が上室、その奥、板壁を多く使っているのは副室である。上室が昼に使われ、副室は夜の寝間であるのかも知れない。主室の座床を禪床とみなし、鎌倉時代の建物で、高山寺に関係があるものとすれば、これは明恵上人の庵室の一つであると考へる。

高山寺には明恵上人の遺跡として、最期の住房であつた禪堂院以外に七処あつたといわれている。それらのことは建長5年(1253)撰の「高山寺縁起」に示されているが、その中でこの図に含むものとしては練若台である。縁起は「右閑室者、建保三季夏比、寺中尚稠人之間、点於西峯、構三間一面、草庵、避喧雜茅、南坂為先、故号練若台」と示している。三間一面であること、入口として土間が庇にとりいれられていることは敷地の狭い峯のような場所が考えられることにより一致する。

また、縁起は練若台について「其後北谷云三段許、結一字草室、一兩小僧侍者此処云々、兩宇共為古跡、指図別在」として、練若台が既に亡く、指図を残していること示しているのは注意すべきである。縁起と指図とはもとから別のものであつて、のちに指図が紛れてしまつて、今の縁起にはそれが載せられず、このたび粉れていた指図を見出したことになつたものか。この練若台の遺跡は今も存在しているが、他の遺跡にみられる標石は失われている。

(※) 影山春樹氏論文「高山寺の明恵上人遺跡」(『仏教芸術』第28号、昭和31年6月) 参照。

三

明恵上人の最期の住居であつた禅堂院について繰起は委しく述べている。建物ははじめ加茂和官能久により、神山の麓、塔ノ尾に設けたのを高山寺石水院に移し、石水院が安貞2年(1188)洪水でこわれたのち、さらに移し建てたもので、それは、三間四面檜皮葺で、西面は持仏堂となり、その南2間の所に1脚の繩床をたて禪床とし、南面を学問所とした。これを主屋として、他に十三重三塔と法鼓台とがあり、また、もとは禅河院に立つていた二間屋を移立した客殿があり、世事所として山厨煎茶等を設ける二間屋があり、宝塔への渡廊があり、木像真影が安置してあつた。

その建物の一つと思われるものの図として仁和寺所蔵「梅尾禅堂院御庵室差図」を紹介する(第2図参照)。その図は、元來は「伝受類聚抄」にあつたのを江戸時代に写したもので、紙背の文字がにじみ出してみにくい。方2間で、中央にも柱をたてたもの。東面の右の間に扉をたてて入口とし、西面の西の間を壁とした以外は各間共2枚の引違戸としている。北側2間が土室で、それに「土室」と書入れがある。おそらくは土間を意味し、中央柱から西によせて、かこつた部分があるのは「ゆか」をあらわし、禪床が設けてあつたと考える。南側の西の間には弥勒張がおかれているので持仏堂を意味し、東の間には「額空間」あるもので、「ゲ」の部屋であつたのであろう。^(註)

この庵室図は禅堂院の建物の内、どれにあたるものか。さきに示した様に禅堂院には二間堂が2棟あつた、そのうち、これは法鼓台の西北角にあつた客殿、すなわち、もとの禅河院の庵室と考えられるものであろう。ただ、客殿とすれば、土間の建物であることはいぶかしく思われるが、最初の禅河院庵室が、そのまま禅堂院にうつされていたとすれば、土間の建物であつても支障ないと思う、塙の上、或は岩盤の上で、坐禅した明恵上人としてみれば、かような土間の庵室を持つていたとしても別に不思議ではないと思うからである。

(※) 「額突」については従來の所、あきらかな説明が加えられていない。

『門業記』中に観山の青蓮院に移されたものと十葉院の小御所の園がおさめてあるが、その中、御中唐と常御所との間の箇所に、「ヒタイツキ」と書入れがあり、又同記淨戒院の指園にも「ヌリコメ」等と書入れがあつて御中唐と思われる所に「ヒタイツキ」とある。『沙石集』一、上、出陣神明祈事一の中には「ヒタイツキシタルケネヨヒ入テ」とあること、同書二、「律学者之学興行相違事」に「トタイツキ」の内を魚を煮くことを下知するといふことがあり、いずれも菓産敵でない所に設けたものを指している。

四

石水院を引きついで禪堂院はいつまで残つていたものか。高山寺の火災について知られる所を挙げると、まず、『教言雜記』応永14年(1407)2月23日の条に「梅尾坊焼亡」とあるのを挙げる。次いで、

『大乗院寺社雜事記』の文明2年(1470)4月30日の条に「梅尾悉以焼失歟云々、為事実者可歎々々、当社真影等御座、希有在所也、如何哉、能々可尋之、定而如近日者、靈所皆以可滅亡也」あり、奈良まで聞えた事件がおつたらしいが、単にうわさに止つていたかも知れない。さらに天文16年(1547)閏7月5日には、当時高尾城にこもつていた初川国慶を、細川晴元が攻めて、神護寺・高山寺に火を放つたこと、『寛助往年記』に「梅尾又同前、十三重塔婆已下悉以炎上、諸坊一字不残、兩寺滅却」と見えている。諸坊一字として残らずとあるけれど、詳しくことはわからないままに、誇張した言ひ方であらう。また、高山寺成『華嚴縁起』第2巻裏書の、元龜元年(1570)と手記ある文中に「是年兵乱之時、足輕共執破為及兵火、所々焼失了」ともある。その後のことは、高山寺藏文書で、寛保以後のものと思われるものに、

寺中に7字あつたことを伝え、その中の禪堂院を食堂と説明し、享保2年(1717)4月8日に類焼、以後自享保七年寅十一月至卯年新造畢」としているものがあるから、禪堂院は享保年間¹⁾に造替していたことがわかる。ゆえに、応永・文明・天文・元龜と火災が梅尾にあり、それにもかかわらず禪堂院が焼け残つていたとしても、享保の火災には残らなかつたと考えらるべきで、石水院から禪堂院へと引きつがれた建物、すなわち、明恵上人の庵室は現在まで残る筈がないと理解する。

(※)文中に十三重塔婆焼亡とあるから、その塔を禪堂院中のものと見て、禪堂院はこの時に焼亡しているのであるが、高山寺中会館が焼けたとは思えない。

五

高山寺が、特に室町時代以降信仰をあつめ、火災といえは、奈良までうわさが聞えたのは、既記のように春日神影が祀られていたことによる。しかも、神影開帳には参詣のため人出があつたこと、『康富記』(寛富元年(1444)10月2日の条に見られるが、なおそれより早く『東寺王代記』(康富元年(1380)7月20日の条にも見られ、特別な信仰があつた。また、貴人の信仰を得て参詣があつたことを知る早い例としては『花園院御記』(元応二年(1390)九月八日の条に「今日御幸梅尾、朕同参、……已刻到梅尾、上皇自元御座御影堂也、朕同参、……次参石水院、奉拝春日住吉神体明恵上人」とあるものである。これによつて、信仰をあつめていた神影が当時では石水院で祀られていたことを知るのである。しかし、前記のように、洪水で石水院はなくなり、建物は

第3図 高山寺石水院寛永14年改造差図

移されて禪堂院と呼びかえられていたにもかかわらず、なお、石水院があつたとすれば、それはいかなる建物を指しているであろうか。春日明神の祀られた建物として『高山寺縁起』は鎮守の社殿があつたのを挙げる。しかし、それは大白光神(インド)・善妙神(シラギ)と対になるもので、西山の傍にあつたことを示している。それと別に東経蔵の項に「当経蔵西面、文暦二年癸卯、四月廿二日、奉安置春日住古向大明神御形像畢」ともある。この東経蔵の方が石水院に關係することは、縁起に「本是羅漢堂東辺立之、而羅漢堂遺立之刻、於石水院西岸移造之、且侷火燈蓮人煙也」とあるのでわかり、位置としては、石水院と谷川をはさんだ西岸であつて、遠くはなれていない。その位置は、寛喜2年(1280)に作成された『高山寺繪圖』よつて、正確には金堂より東方、はなれた所であつたことがわかる。かくて、東経蔵が石水院の傍にあり、その西面に春日住吉の南神影が安置されていたものとすれば、『花園院御記』の石水院はこの東経蔵を指しているに他ならない。いいかえるなら、東経蔵が石水院の傍にあつたから、庵室としての石水院が退転した以後、石水院の名をついだと考えべきであらう。

六

この東経蔵西面に神影を安置することを発願した者は、「喜海上人日記」(『明忠上人』所収)によると藤原家実である。それ故に、その開帳は南都興福寺と關係深く、「十無忌院記」(『明忠上人』所収)や「興福寺溢勝記」によれば、興福寺別当に補せられた者は、かならず、三笠山奥の院であり、

第4図 高山寺石水院寛永14年御影間帳指図

春日の生身の御形像が安置するという、この石水院へ参らねばならないことを語っている。興福寺の一乗院或は大業院はこれを開帳するのに入念であつておろそかにしなかつた。それを機会に建物を修理した。例えば『宣風御記』永正15年(1528)10月13日の条に「梶尾石水院春日神影自今口七箇日開帳」とあるのに対応して、寺蔵の棟札に永正16年のものがあり、それに「当院破損之間、南都興福寺并和州之國民、又於京都少々沙門以下令勸進、刺自去年十月十三日至同廿三日月之開致開帳上葺下造作□以其功訖旨永正拾六年癸二月十四日地蔵院住金降仏子辨助三才(花押)」とあつて、開帳の前後にかけて修理が行われた。

その様な関係を詳しく示すものは寛永14年(1637)に行われたものがある。開帳の顛末は仁和寺蔵の「石水院開帳記」によるが、その時、石水院を改造修理し、要した費用のことは高山寺蔵の「春日御開帳前後修理入用御帳」でわかる。それ以上に都合のいいことには改造のことを記した指図が仁和寺にあり(第3図参照)、写しは高山寺にもとつてある。開帳記の指図(第4図参照)と改造箇所を示した「梶尾石水院差図」とが一致しているので、図に示される建物で開帳が行われたのである。図によると西間には内陣として春日住吉兩神影が安置され、その前面に拜所がある。内陣の北には密経蔵と書入れた間があり、東の広間は顕経蔵と書入れて、東北西の3方には5段の塋経欄が設けられている。すなわち、この建物の中心は顕経蔵であつて、その西面に春日住吉が安置してあり、まさに縁起の東経蔵と合致する。この図により、石水院というのは東経蔵であることに異議をはさむことが出来ないも

(南)

寛永14年改造直前の石水院平面

のとなる。

慶安2年(1649)にも開帳され、その記の指図も同じ建物である。

その時の拜堂順序は、金堂、石水院両明神、東経藏、齋廳、御堂院(開山堂)であった。両明神間帳の場所と東経藏とは同じ建物のことで、向きのちがった面をいうのである。しかもその行事は金堂と御堂院との間で行われているのであるから、時間の上ではもちろんのこと、位置の点でもそうであつて、両明神と東経藏とは、金堂と御堂院との間、

(南)

現在の五所堂(石水院)の平面

第5図 高山寺石水院平面図

従つて金堂より東方にあつたと考へるべきであり、東経藏としては、羅漢堂が建てられた時に、移された位置、石水院西岸のままであつたのであろう。(※)享保2年7月の火災を記した、寺蹟の文書に「鎮守二社」あることを挙げ、

一社 明石水院東上人庵

東北西間 春日 両明神

東北西間 住持

一社

東北西間 五社大明神

東北西間

恵上人の庵室とし、この頃から、東経藏が上人の庵室と流傳されるに至るものか。天保15年(1844)修理された時、取替えられた西面拜所の蓋殿の裏に「水築形四枚、模造石石水院古棟、後鳥羽帝御別荘加茂石水院殿也、承久年中依御願移于高山寺為明恵上人埋坊也」と建友の手記があり、又明治22年今の地に移された時の機札には「石水院一宇、今茲明治22年6月25日移転上棟畢、御此院殿切当後鳥羽天皇加茂行宮第十間山上人移此殿、以降経數百年序棟棟頭改依上仲當庭以來承特旨更加整葺、移此地為永世不朽計」とあり、加茂にあつたこと、それが後鳥羽天皇と結び合わされるようになったのであろう。

欄板間隔は1.186尺(36.5cm)である。ただし、最上段では今の長押の位置により狭くなり不適当だと見れば、もとは長押の位置が高かったことを示す痕跡が柱上部に残っている。また、この柱の南面は壁であつたことを示す痕跡がある。

寛永の図と合う点は、背面で、柱を中にして左右に開く引戸の部分で、そのあたりは建立当初のままらしい。又古い趣を残している西面落板敷のあたりは、そこに春日住吉両神影が奉祀された時に拝所として改造附加されたものであらうと考えれば、文暦2年(1285)の仕事である。それ以外の寛永の指図に合わない点は、後世の改造であつて明治22年移建の時のものと考えていいであらう。

以上のように、今の石水院と寛永差図とを比較すると変つている部分も多いが、けじめけじめに合致する点があり、今は、畳を敷いて座敷となつている所は願経蔵であつた。また、春日住吉両神影の奉祀されてた部分も改造されているが、その拝所はよく保存されている(ただし向拝は後世のもので昭和修理で整備された)から、この建物は寛永時には石水院と呼び、別に東経蔵とも呼ばれていたもので、それはそのまま、明恵上人が高山寺を建立した頃(建永元年、1206か)の東経蔵となり、石水院としてもとからの庵室ではないといえる。

(杉山信三)

図版解説

白朱子地椿樹万字つなぎ文様縫箔能衣裳

桃山時代

ゆき 67.4 cm たけ 142 cm 裏 紅絹

松山市 東雲神社蔵

衣裳の全面に万字つなぎ文様を金摺箔にし、その上に満開の花をもつ椿樹を刺繍した、いわゆる縫箔である。

衣裳の前面は、上前のおくみの裾から花をもつ椿樹二本を出し、一本は中央部まで他の一本は力強く左の袖にむかい、下前のおくみの裾からは右の袖にのびる満開の椿一本を置いて文様の均勢をとつている。背面の文様構図は、後身ごろの右裾から花咲ける二本の椿を出し、一本は裾部に展開し、一本は右袖付の辺りからぐつと左袖にむかい、枝を中央、左、右と出して椿花を全面に散らす。

白地に金の強い配色の上に、幹と葉を扇黄色、花を紅、黄茶、紫色糸で刺繍して見事な統一ある配色調和を表出した色彩感覚は、大胆な文様構成と相俟つて桃山期の特徴を明かすものである。さらに、平縫いを主とし、一見、ち拙と思われると、ほけのある繕法を観察すればその感は一層深い。保存のいい桃山期のすぐれた作品といえよう。

(守田公夫)

鶴林寺「聖徳太子伝」壁画

絵画室

鶴林寺は古くから聖徳太子にゆかりの深い名刹として、太子関係の多くの遺品を留めている事であるが、ここに紹介を試みようとするのは同寺太子堂の壁面の一節に描かれている壁面のことである。昭和33年11月ここを訪れた際に、同寺真光院御住職の御厚意でこれを見学する機会に恵まれたので、ここに簡単な紹介を試みることにした。

ここに聖徳太子伝とはあくまで仮称である。そこに描かれている御姿は聖徳太子十六才当時の柄番が手にされた孝套の像であり、しかもその周囲に三人の文官と数人の侍者を伴い、且つはその右端に毘沙門天の立像をも配したきわめて異形の図である。いましも孝套太子像を摂政像におきかえるならば、それはかの勝鬘經講讃図にも似たものとして観ぜられるのであるが、或は用明天皇二年、太子十六才の折、二室簾遷についての評論を行つた諸大臣の集いを描いたものかも知れない。何れにもせよきわめて類例の少い聖徳太子伝の一齣と云うことができよう。

この太子堂はもとと法華(三昧)堂として成立したらしく、三間四面単層檜皮葺宇形作りで前面一間通り軒を付して礼堂とした南向きの堂宇である。正中間の棟札により創建は藤原時代の天永3年(1112)と伝えられ、これと対峙する常行堂と共に同寺に遺る平安時代の様式をもつた美しい遺構である。内陣中央には須弥壇があり釈迦三尊と四天王を配し、その背後の米迎壁の裏には釈迦八相の主要二場面

である雲鬘山説法圖と仏涅槃圖が描かれている事は著名である。この他にも四柱や小壁の部分におぼろげながら諸仏の描かれている様が見受けられる。これらの諸壁面は何れも檜板の素地の上に粉地を施してその上に直接寫彩されたものであるが、今は遺憾ながら後世の香煙のやにのために燻化して見きわめ難いまでになつており、一見漆地上に彩色を施したかと思われる程である。これらは創建当時の作と見て差支えないものである。

今ここにのべようとする太子伝の一場面は堂内の須弥壇向つて右側、東側壁面の一間を利用して描かれたもので、その制作時期は後にも述べるようにこのお堂の成立当初にまで遡ると思われたいが、それにしても全体が古い仏殿型の厨子に格納されて来たために、時代を経ている割には変色が少く、秘仏として尊崇されて来た様も窺われる。だが却つて香煙のやにによる燻化がなかつたために、逆に顔料の接着がおとろえて剥落のひどいのが惜まれてならない。(最近季にも剥落止めが実施された。)

今画面の旧状を復原的に考察して見ると、中央やや左寄りの台盤上には斜右向に正坐する孝養形の十六才太子像が、型の如く柄香炉を捧持する姿に描かれる。髪をみづらに結び鬢の毛を頬に垂らしている様は、朱衣に遠山雲霞をまとつたその姿勢と共に太子像としては古様に属し、仁和寺聖徳太子の像容などを想起せしめるものがある。太子の前には脚付香炉が置かれ、それを囲んで黒衣と白衣の二人の文官が笏を手挿んで対坐する。又太子と対峙する位置には朱衣の文官が侍坐し、太子の前に手篋の如きものを差出す姿勢をとる。その上方には更に少くとも三人の侍者を数えうるが、その細部は定かではない。ただこのうち二人が唐扇を持つていただけはわかる。又太子の背後にも三人の童子ないしは

(部分) 太子像

女人があり、夫々に朱衣、緑衣、青衣を着て幅などを執つて立つ。なお興味をそそられるのはこれらの人物と一見独立して画面の左端一杯に描かれている岩座の上に立つ毘沙門天王の姿である。それはかなりの形式化を示しているとは云え、その繊緻な筆には見るべきも

のがあり、又何れかと云えば平風風の古様を秘めている点で注目される。なお毘沙門天の背後にも一人の文官を認めうる。

画面は全面に亘つて白土下地をなし、彩色はきわめて淡薄に施されている。色料としては群青、緑青、朱、弁柄が主たるものであり、それ以上に墨の効果を強く活かしている点が注目される。青、緑などはしばしば巧みに隈取りとして使用され、又線瀾の手法も所々に活用されているが、全体に裝飾性は少く、彩色・文様共に煩瑣でなく、きわめて大柄な味わいが好ましい。加えて諸所に見られる肥渡の少い墨線のタッチは技巧的にもきわめて高度であり、筆者の凡庸ならざること証するに足る。かかる優れた筆致と靡爛な画風とはその類例稀であり、宝山寺藏弥勒菩薩像などに多少の親近性を見出すものであろうか。時代は遅くとも鎌倉前期(13世紀前半)を降ることはないと思われる。

以上画面のあらましについて述べて来たが、このようなものは太子伝のいかなる部分にも見出し難いもので、なお今後の研究に俟たなければならぬ。寺伝では鶴林寺が毘沙門天の勧請するところと説いているが、その説話の古さが疑わしい。この点について穿鑿することは徒らに想像をたくましくするのみである。所で今一つ注意すべきは、画面の中段にやや噴達があつて上下完全につながらないことから、この画像が必ずしもこのお掌と当初から結び付いたものでないかの点も再考の要があろう。ともかく数少い古作の太子伝の一軸として甚だ興味深いものであり、不備ながら強いて紹介し及んだ次第である。

(附記) 尚これを詠う仏雲風の宮殿型厨子は建物に取り付けられているが、素人目にもすぐれたものに見受けられる。又この厨子の上部には「康暦元八月五日」の刻銘を備えた弥勒菩薩半跏思惟形の願仏があるのも美しい。(カット)

一資料紹介

仁和寺諸寺縁起四種

建築・絵画・古文書室

一仁和寺研究余滴

昭和三十三年度より向う数年の計画で、研究所の右三部門が主体となり、仁和寺の研究に着手、今年度は特に文献資料の蒐集に全力を注ぐこととし、同年十一月より一週間三回にわたって仁和寺所蔵の古文書・記録等の調査を行った。今回調査の対象としたのは御経蔵・塔中蔵の一部で、霊宝館のものは全く手を触れられなかった。調査の重点を置いたのは仁和寺史研究上特に重要な古文書、記録、寺誌（縁起を含む）、絵図、図像等で、その他の經典聖教類には殆ど手を着けることが出来なかつた。又古文書、記録等についても、調査しえなかつたものは極めて多く、三十四年度以降も調査を継続して文献資料の蒐集に努めると共に、これと併行して研究を進める予定である。

過去三回の調査によつて、未公刊の仁和寺諸記録類多数を調査収録すると共に、さらに学界未紹介の中世以前の古文書四百余通を発見し、これが整理調査に当たつたのを始め、図像・儀軌等にも心算系統のものが数多く蔵されていることを確め、又現在の仁和寺とは直接関係のないが、金峰山・当麻寺等の諸寺の縁起の貴重な古写本や、明恵上人の高山寺における庵室の指図等をも発見するという思わざる副産を得ることができた。このうち明恵上人の高山寺庵室指図に関しては、本号

に建築研究室杉山技官から詳細な研究と共に報告が行われた。ここではさらに、直接仁和寺に関係はないが内容的にも興味があり、書写年代の古い金峰山、当麻寺、明通寺、橘寺の四つの縁起類を選んで全文を紹介することにした。〔この調査は昭和三十三年度文部省科学研究費交付金（機関研究）を得た研究題目「古文書資料の調査研究并に写真による資料の蒐集」の一環として行つたものである。〕

一金峯山本縁起

一巻

紙本墨書、巻子本、平安後期（長承二年）写本
縦56.5cm 紙数2紙（塔中蔵第四四箱の中）

この縁起は熊野から吉野に至る大峯山上の宿を中心に、ごく簡単な縁起が記されている。宿の数は「一百二十□」とあるが、実際に記載されているのは八十一ヶ所に過ぎない。この宿所の数および名前については「証菩提山等縁起」（日本大蔵経所収）とも相違が見られる。本書の類品は少くとも刊本には見られず、しかもその成立は奥書からも知られる如く長承二年（1133）以前で、金峯山乃至大峯山関係史料としては最も古いものの一つとして注目すべきものと考えられる。な

お本書の宿名には振假名のあるものもあるが、これはすべて収めた。句読点は原本には見られないが、便宜上筆者が加えたものである。巻首に「心蓮院」巻末に「仁和寺、心蓮院」の長方朱印がある。表紙および軸は後世の修理によるものである。

金峯山本縁起

□

大空宿員 凡一百二十□

但仏生国也、熊野権現者役国□□赤日本三菩提案願、於此又并頭熊野権現示、行者

金峯山本縁起(巻首)

権現奉問、権現夢告曰、此峯□百廿宿所、故
未知哉、我故示、
熊野山宿 西方峯と 粟谷と 八重と 備別所と
吹越と 相西と 山西と 黒城と 鳥摩馬と
垂子と 金剛田輪と 般若と 安日と 水飲と
湯甲井と 玉水と 今玉米と 宇河と 道氣と 村尼と
恩智と 有□苑也 林と 星と 霧と 高座と
行道 今タフケ 八重と 蒼鷹輪と 今龜と 雨米と
瑠璃と 覚輪と 寄と 五胡と 塔印と
智恵と □タカミ 油峯と 三胡と 今八多宝と 今持経者也
箱と 今藤と 林と 又如来 小篠と 又覚輪 法語 今池と
深田輪と 仙行寺と 或清と 今神仙と 空鉢と 今龜
深五葉と 木名十 教経と 今橋枝 中就と 今神徳意 験法と 今大
車路と 水名大乗 教法と 今櫻嶺 池と 今野 皮友と
小池と 横尾と 智恵と 今小行者 劍御山と
埴瓜と 兎宿也 七池と 小石と 又協と 大篠と
五大野と 今小篠 アラヒセ 行仙と 津詠と 今神浦宿 御所也
鑑懸と 石林と 今勢懸 智有と 今寺御恩 老仙と 今威園
観音と 今七高 大久と 今無尾 助野と 竜鷲と 守屋 法淨仙と 今青篠

金峯山木縁起(巻末)

鈴光三童子 当就仙トシ、今梅大門淨戒経仙トシ、今穉野長峯法成老トシ、今河西トシ 又王熱仙トシ、

役行者七生行人、七生之皮金剛威王トシ、奉顯行、又大峯奉立千塔供養、埋大日トシ、峯トシ、中トシ、其塔講師大唐海岸寺、北斗和尚卜車夷大師、其日トシ、法師、伊与高、人智延大師、大府曹人仙人之中第二之仙人云々、

(舟) 舟生大明神示現大師其言曰、

本脉威遮那 安住法性占 利生如一子 故現婦女身云々、

長承二年二月十二日寫了

執筆僧(花押)

(別筆)「兩山峯先達行延」

二 当麻寺縁起

一帖

紙本墨書、折本装、室町初期写本

紙長28日、横14.0日、紙数8枚(16折)(御経威第九三箱の中)

巻首二折に「書札札事」を写し、それに引続いて「当麻寺縁起」が写されている。この両者は別筆で、前者を記した残の紙をそのまま利用したものである。巻首の「書札札事」は弘安八年十二月二十二日に定められた「弘安礼節」の一部で、同書の「書札札之事」の前半部に当る。この部分の書写は書風から推して南北朝時代頃のものとして推定される。これは弘安礼節のごく一部分の写しに過ぎないが、同書の占写

本の一つということが出来る。

当麻寺縁起は「書札礼事」の書写より稍下つた時代の写しと考えられ、南北朝乃至室町時代初期頃のもので推定される。本書巻末には、建長五年四月二十五日に京福四条坊門西洞院において書写した片の写本奥書があり、この縁起の成立はそれ以前なることを示している。更に末尾には「付札云以此本大曼陀羅堂為修理之勸進帳」とあり、本縁起が作られたのは当麻寺大曼陀羅堂修理の勸進帳としてであつたとを示している。建長以前に行われた曼陀羅堂の修理で時期の明なのは仁治三年の大修理であり、本縁起が作られたのはこの時と考えて差支えないであらう。

管見の範囲では刊行されている当麻寺縁起又は当麻曼陀羅縁起は勿論、それ以外のものでも、本書の類品は見られない。それ故本書の全文を紹介することはあながち無意味なことではないと思うので、あえてここに掲げることとした。なお本書にはまま振仮名、送仮名、返点に加えられているが、ここでは割愛することにした。句読点は原本には見られないが、便宜上筆者が加えたものである。

(表紙表題)
〔大和国当麻寺縁起〕

書札礼事 龜山院御執政之時比定之

一大臣奉執柄恐惶謹言 遣大納言官判

一遣参議散二位三位無上所 遣藏人頭可被之状如件

遣雲客可被之 遣大外記大夫史奉書

一大納言奉親王誠恐謹言 遣家司名御中 奉執柄同親工

奉大臣上恐惶謹言 遣中納言謹言 遣参議散二位

三位謹言 遣藏人頭無上所名字 遣四位雲客状如件

遣五位雲客状如件 遣地下諸大夫四位五位 同五位

遣五位外記史可被之状如件

一中納言奉親王某恐惶謹言 奉執柄同親王 奉大臣言上如件

遣大納言謹言 遣参議散二位三位謹言 遣藏人頭無上所

遣四位雲客同藏人頭 遣五位雲客状如件 遣地下諸大夫四位五位 同五位

遣五位外記史可被之状如件

一参議散二位三位奉大臣某恐惶謹言 或二息 奉大納言謹言

奉中納言狀啓 遣藏人頭狀連 遣四位雲客同藏人頭

遣五位雲客無上所 遣地下諸大夫四位状如件 遣五位外記史可被之状

一藏人頭奉大臣以此言可令魂申給候 奉大納言謹言 遣上言上

奉中納言謹言 遣参議散二位三位狀啓 恐々謹言

大和国当麻寺縁起

一当麻寺実名釋林寺

右当寺者、用明天皇第三御子麩子親上建立之御堂也、粗勸流記、聖德太子摩子親王者分形氣之兄弟也、悉以親觀之儀重、互談真偽之深理、即太子勸云、仏日流西、禁風扇東、以来漢土白馬寺教教伝巨農巨之也、

行方、化尼依儀無量壽經誠說、閉目大曼羅羅幽旨、親夫曼荼羅莊嚴壽
 麗殿飾也、貫珠定惠解之光、互輝中金位曼摩黃金之色映日、南之縁
 一經變化之序分也、禁母之往羅歷之如見、此縁者三昧正受旨燭也、善
 男女之観門、明々無暗、佛中台者即四十八願莊嚴之淨土踏然下眼前、
 顯下方又上中品來迎花台、于心中森羅、是則弥陀如願之力遷他力於日
 域之雲、大聖定惠之徳、西土於南淨之界、當知一聖法界本來無碍、大小長
 短皆論定相、今希有而得見、誰不生難遭之想、何商暫被出機、而示現
 応相而已乎、即是遙期蓮代而宣施利生、重作四句之偈頌、密小二重之
 往縁、往當逐要說法所、今來法基作仏事、聊慰西方、故我來、一入是場
 永離苦、當知此處即古仏経行之庭、雲仙窟宅之境也、朝野遠近懸特於
 曼陀羅者、老少尊卑進歩於伽藍者、自驗災与災之遠望、至淨上善提之
 深益、機縁雖臨側而不虛、下時本願禪尼、且正拜生身御応相、且委受
 化人之教訓、泣願宿願純熟、伏喜依陀之加被、嗚呼妄想障重本難隔望
 於安養之湖而見感深、今落涙於未曾有之境、從今日至成仏、輕命而尊
 可守、鎌骨而豈敢忘、抑我善知識何所來乎、又彼織女誰人乎、化尼容
 々汝不知乎、我身是西方極樂世界之教主也、織女即我左脇弟子親言大
 井也、深本願力古來令安忍汝也、出離生死之期已得現、往生極樂之行
 業可足、深知慈恩、可報仏徳、如此再三相諭慰勸也、其深也、其後之化
 尼指西方入願雲華、方今願主魂悅愜思惘然、禪容去無跡、只寄思於西
 刹蓮台雲、慈願留多殘、濕袂於東垂蓬屋之晚夜、唯願縁今生永離之愁
 為淨上再會之縁、余降曼陀羅之名稱広闊異邦、靈像之帰依普及諸憂、
 況乎禪尼瞻仰之窓前秋月已老、観想之床上春風幾過、送十余年彼光任
 天、光仁天皇御宇、聖龜六年卯、暮春三月之天中句第四朝、如宿願遂往生

畢、時青天高精紫雲、斜貫、音案西開聖來東來、端坐頭但寂然氣絶、面
 色特鮮形容如咲、凡厥平生靈徳幽終之奇瑞、遍部不遑羅縷而已、

建長五年壬午四月廿五日 西洞院書寫

表書云

當麻寺縁起 付私云此本大曼羅 藏堂為整理之勅書帳、沙門

三 明通寺縁起

一帖

紙本墨書 折本装 南北朝時代（応安七年）写本

縦 80 目 横 1280 目 紙數 4 枚（14 折）（御経威第九三箱の中）

明通寺は福井県小浜市にあり、古來若狹国第一の名刹として最も山
 格のある寺である。本縁起の成立は奥書にもある如く文永七年十一
 月であるが、本書の書写は応安七年四月二十五日で、筆写は栄祐である。
 栄祐なる人物については詳でないが、多分明通寺の僧であろう。本
 書の書写は前述の如く応安七年で、明通寺縁起としては最も古い写本の
 一つということが出来よう。従つて参考までに本書の全文をここに紹
 介することにした。なお巻首には「仁和寺」の墨書と、「仁和寺」の額
 形朱印がある。句読点は原本には見られないが、便宜上筆者が加えた
 ものである。

（表紙表題）

「明通寺縁起」

坂大将軍鎮守府大納言坂下田村丸本記事、

右明通寺者、若狹國遠敷郡松木庄之内在之、國中無雙之甲庵、三那
經過之靈場也、木仏者十二大願聖客與疾惡除之本誓無誤、脇土者二
六神符之象形悲願降伏之悲願有情、故自東自西仰崇崇依之人、詠
而勢々、于朝于暮、恭敬奉之輩交相而進々、然其往昔被創者、
右近衛大將叔上卿建立加蓋也、所由者、自柏原天皇參賜當國之國司、
令知行之間、葛井親王之女春子女御、奉爲産生平安之祈禱、松原地
欲與際伽藍時、國中仁可然地相尋父、遊行之期、松木之庄内有一深
山号寺谷、山峯紫雲日々不異雲山觸宅之塚、曜光明夜々殆淨淨瑠
璃之界結突、鼓仁將軍成愴、行有彼所、効驗掲焉之邊、利益殊勝之
柄也、田村丸心中悅喜無極、爰故此地定伊王靈場、遂以大同五年刀
八月八日、建精合崇尊像科木以櫻木作也、最初建立之次第大廳如斯矣、
一本檀部田巴麻呂大納言事

一 本檀部田巴麻呂大納言事

人註

坂上田邑麻呂大納言者、自前漢高祖皇帝卅八代、自彼漢光武皇帝十
九代、自彼漢孝靈皇帝十三代、自彼漢阿智木朝心神天王廿一年事一聚
日本國即有勅語大和國輪
前聖者之一名葉野王也
委見格前木、大高祖皇帝提三尺鷲行天下、光武皇帝代劉玄更始有國
系所祀
并見漢印之儀 余來代々代四海之鯨鯢、九土之風塵者、是非性氏、
偏在此家而已矣、
寶龜十一年近衛將監補、延廣十四年任征夷將軍正
四位下近衛中將後守、同年二月兼木工頭、同年十一月叙從三位、
同廿二年二月任形部卿、同廿三年王補陸奥出羽按察使、同廿四年任
參議、弘仁元季叙正三位任中納言、同季九月任大納言、先々兼近衛、
弘仁二年五月廿三日丙辰奄而薨、于時御季五十四歲、身長五尺八寸、

諸寺雜起四種

陶厚一尺二寸云 委事清水寺緣起本
和國檢前木記在之

一 最初建立之後、經一百卅七歲之靈箱、不國空舍燒失草、於斯止住
久皆擇門、拋三衣一鉢、仰天伏地、無極悲歎之処、遙避一里在深
山、自彼山中、放金色之光明而照、燒失之本堂之跡、信侶成不想
議之念、相尋光明於行具、在大校石、彼石之上尊像立塑坐 彼石則今
也、于時國司政嗣寺号明通寺、實未曾有之靈仏、不可量之尊像也、
更不可勝計名也、嗚呼昔生身如來者、黃金之色身空交、極之量、今木
像尊像者甚白檀之腐、飛免炎上之難矣、故誰人不致憐依、何豈不傾
頭哉、其後一人聖人出来、本堂造立 近江國人 老身獨強而可然無
知識、故才木雖貯山林、更無人夫之便、偏此悲歎之処、大雨頻降、
洪水殆漲之間、本堂之辺構才木、皆共流留、成聖人悅喜、因中人民
等見奇特、端相、季世遂建立造功畢、建立以後聖身指西方去云、次
一百廿歲之後、燒亡之難在之、先極木仏更飛不燒 事重要 次以建久
季中之七、復炎上之難出来、本尊燒有披露之処、炭燼之中見者、二
十二妙相当煙如始赤柄權之尊像、安以長谷清水之観音、見人莫不
成奇特之思、聞者莫不流隨喜之淚、爰以長谷清水之観音、不允一度
火災之難、當國明通寺聖廟不過三度燒失之難、是末生身之如來法身
之仏也、雖四百七十五季之犀箱、旧慈悲猶未代新人中天上殊勝之靈
仏、過現当來無雙本尊也、亦聖人出来 語州人也本山體式、彼弟公藏
云、昔共尊像行久修練行人也、彼置西在弟子 但理房何念云、藍僧
皇慈之身、院主職相統云於斯地頭方不敬用之、然問木仏夜中偷出同
國三方鄉月輪守本掌奉之、即時露頭、彼僧逃遁自還、終國東六波

難陀御計、以延志元季春比西國遠流畢此時自桓願天王院宣井緣起、暫且具經論聖教神被僧燒失之、

此間當寺僧侶不住也、可然行者相尋砌、阿闍梨勝賢撰州、

當寺房舍、興隆禪門、相語崇佛法專釋論儀、天長地久御願圓滿奉祈、

宝治元年丁春鎮守權現御殿造建、同季大鳥居瀧屋建立、人命不定也、

不國建長五季正月廿六日死去七歲六十、彼勝賢阿闍梨弟子四十余人之中、

以阿闍梨賴祖、當寺付屋畢、然間賴禪付屬以後、所起之室舍目錄次第事、

一本堂一字 二間四面一丈六尺間、椽皮葺、用途一千余石、人夫拾皮葺、

二王堂一字 一層樓門、文永元年甲子四月廿六日建立、

一本堂供養 請僧一百口、文永二季九月五日、

二王堂供養 請僧一百口、文永三季正月廿六日、

一洪鐘一口 用途八十、文永四季三月三日、

一三重宝塔一基 尺通堂井蓋後各一、文永七年十月十三日棟上畢、

抑以前所修造宮造仏之廻向儀、奉爲金輪聖主天長地久御願圓滿也、

兼回更天下、安穩泰平、諸人快楽、當寺繁昌、法界無差故也、

文永七年十一月日 注之

正応五年壬辰六月十八日院主權律師賴輝往生撰詞講所生、年八十二歲

千時応安七年甲卯月廿五若州明通寺後谷日光坊書寫畢 榮祐

謄爲如鳥跡興隆佛法故也

四、和州橋寺勸進帳

一卷

紙本書、卷子本、紙背消息 鎌倉時代（弘安六年）写本
（塔中蔵第四四箱の中）

弘安元年（1820）橋寺修造の際の勸進帳の写本である。本文末尾の口附からも明如く弘安元年九月に作られたもので、奥書によればこの作者は定円であるという。勸進の趣意を述べるに当つて、橋寺の縁起を記しており、この点において史料の価値が高い。本書によれば建長年間に覺空上人が当寺の修造を行ったが、半ばにして挫折した。そこで弘安元年に至つて再び当寺住僧の間から宮作の金が起り、勸進を行うことになつた。この時修造を計画されたのは食堂、浴室、経蔵、鐘樓、僧房等であつたようである。この勸進によつて、当寺の修理がどこまで果されたかは明でないが、鎌倉時代中期の当寺の事情を知る上で重要である。特に当時の史料は現存するものが極めて乏しく、寺史を知る上で貴重な史料といつて差支えなからう。しかも本書の書写は成立後約三ヶ月しか経過していない弘安元年十二月十日で、原本が知られていない現在、複製と殆ど同時期に写された本書の存在は珍重すべきものである。なお原文には紙版名、送版名、返点が記されているが、これはすべて省略した。句読点は筆者において加えたものである。巻首に「心蓮院」、巻末に「仁和寺、心蓮院」の長方朱印があり、表紙、軸は共に後世の條補にかかものである。

〔表紙表題〕

「和州橘寺勸進帳定内法印事」

講叢十方助成令速一寺修造狀

副

仏園僧坊法會等目錄

右八千四百年之好滅焉、成目五歲濁亂之慈暎、九万三千人之得道矣、

莫非一人勸化之勝緣、我師匠同劫難極滅之善巧、衆望盡傾頌慶広大之

嘉慶者乎、伏惟三寺者、

推古天皇治馬台之古、救世菩薩在電樓之世、絆起 観念、肇拓洪英、

清涼中殿之蓮花界也、自伝三台宮之風、逸多大土之耀月輪也、未爾六

欲天之雲、勝鬘開演之夜、天感降蓮華之瑞、精舍建立之後、俗呼留橘

樹之名、木称菩提寺、便是、三菩提証得之靈場也、古号仏頭山、寧非千

仏頭出現之勝地哉、加以斑鳩太子、種々之電鏡多納置於斯處、蒼鷹指

南片々之碧瓦、遂掘出於近著、礼之則大権之普化不遠、得之亦中興之

時至無疑、何唯供僧伽裏衣於那高國中、甘雨消一天之災、理仏説利通

於王舍城外、香燈留百年之光而已哉、凡太子於此示靈応、太子於此転

法輪、太子於此斂鬢髮、太子於此安靈像即自作觀音地蔵、二菩薩等也、奇異独秀于

四十六箇之伽藍、利益猶盛于六百余廻之曆草、然而雲梯霞軒之構、呈

霜積今或有無難襟靡納之栖、荆棘寒兮時來往、々々之客皆接談、止往

之侶那堪悲、彼嘉納有本願聖主之靈託、雖佛鑿計於同後、建長有覺空

上人之精誠、雖勵宮作於其時、莫大之企 一半未成、爰住侶等相議曰、

不考不鳴、金石之類取喻、無動無施土木之功、可知、早唱都鄙之知識、

宜蒙道俗之助成、因茲裁肝要之策、自於別紙迷心願之本意於此狀、於

戲道音絶分幾廻隔開者、勝勢大会之秋風、真影留分三林係係者、等

覺無垢之勝月、欲興行之無念斷、欲安置之無道場、况復法華不斷之転

読者、遙憶信勝尼之素意、弥陀相統之標念者違聖覺談仏之約言、転經

者寄附之料田已空、念仏者勤行之淨場未構、厥外食堂浴室經殿鐘樓要

板寔繁修宮難及、就中僧舍不全、衆園有名弊處兩禪、借夏々中之居止

尚不安、斜窓風隠長齋々、前之供養又欲闕、若不誤觀音垂跡之跡者、

豈可忍我忍等無像之像乎、抑朝野遠近之辨因果、繩素貴賤之值仏法、

偏是依太子之方便、誰不報化主之恩德、不報恩者既為人身之底栗車、

欲難德者須治聖跡之阿闍若、事之極也、理之至也、然則小施非小、聞

衆蚊之成雷、輕資勿輕、見積羽之沈舟、但能取頼信之漆固、不可論權

施之多少者也、寺院復旧製者、國家弥安寧、僧侶疑新誠者、君子益歡

願、世行憲章守貴草之十七條、保避壽、伴大橋之八千歲、諒令若男若女

若出家之輩、悉結一塊一塵一淨土之像、仍勸進如件

弘安元年九月 日 住侶等敬白

弘安元年十二月十日書写之
是定内法印制作云、 藏經

(田中 彪)

昭和三十三年年度調査研究概況

I 総合研究

紋華の研究は昭和廿年度西大寺に於ける基礎的調査と同寺什宝祝尊像の胎内文書の整理から口火を切り、その時の資料は「西大寺祝尊仏記集成」として世に開うた。これは勿論祝尊関係文書記録のすべてではない、今後の調査の足がかりと云うべきものであった。

1 西大寺祝尊の研究

これらの基礎調査から祝尊の思想的立場、例えば祝御信仰、舍利信仰、文殊信仰等のあり方が判明したほか、その活躍の舞台も明らかになり、山城、大和、河内、和泉、摂津、紀伊及び関東に及ぶ數十ヶ所の留置地が把握されるに至った。これらの地には偉大な先人の足跡が残されていることは明らかなので、昭和卅一年以降引き続きその調査が実施された。その主な拠点は奈良県下で法華寺、海竜王寺、松岩寺、大威寺等、大友郡下では道明寺、海琳寺、教興寺、京都府下で橋寺法隆院、淨住寺等があげられる。これらの調査によって集められた多くの研究資料はその都度整理されて、すでにきわめて大部のものとなっているが、その一部は「仏師善住・善慶・善春（八林、仏教芸術）、道明寺聖徳太子像（八林・杉山、研究序号報、八冊）」「西大寺の舍利塔」（守田、大和文華二〇七）等に報告された。しかしそれらは

あくまで総合的研究の一部にすぎないもので、多くの諸寺から集められた諸資料に基いての研究はすべて今後に委ねらるべきである。従つて三十四年度以降さらに鎌倉仏教の系譜をもたどりながら、祝尊の文化史的位置を究明し、その遺された作品についての価値の確明に努力を傾けることにしている。（彫刻・絵画・工芸等）

2 元興寺極楽坊梵貝物の調査研究

（文部省科学研究費交付金による研究）

昭和卅三年度下半期、同寺の庶民信仰資料の整理と研究をその主目標として科学研究費の交付を受け、田沢所長を研究主眼として、奈良国立文化財研究所の歴史室を含めた美術・芸芸が主体となり、これに奈良国立博物館、その他諸大学の仏教学、社会学、国史学、国文学等の諸先生を糾合し、その調査研究に当つた。

下半期の短い期間だったので、主として研究の前提となる分類、整理及び保管の方法に限定され、これが庶民信仰の資料として適やかに活用しうるよう記録を作る方向に努力が注がれた。

分類の方法は形式別に実施され、繪巻関係として板絵、平仏、彩色平仏、その他彫刻関係は立体地蔵、板干体地蔵、その他胎内文書及び仏像断片、工芸関係として硝子、花丸、杖供帳、折敷、その他文書関係として墨書板、こけら紙、経巻類、文字互

類等。仏教民俗資料関係として小型五輪塔、同板五輪塔、笠塔婆、角塔婆、納骨塔等がその大要である。これらはそれぞれにアルファベット、の大部分番号を附し、そのもとで同形式のものに適し番号を連ねる方法（整理を行うことに決定した）の上のうち、こけら紙（石田茂作博士担当）と仏教民俗資料（五米重教授担当）を除いては、すべて研究所の各研究室で担当した。

整理格納に當つては、板絵の如き大型のものには大型の箱を作つたほか、すべて一尺×一、二五尺の箱に納置し、又干体地蔵の如きはプラスチック板に糸で一休ずつ固定させて散逸を防ぐことに努力した。以上の作業は卅三年度分のごく大要である。

尚これらと併行して同寺什宝の整理も、弘法大師開像及び同胎内納入物の調査と研究も進められ、先の庶民信仰資料の一部と共にすでに報告に附せられたものもある。（彫刻・絵画・工芸・古文書等）

3 鳥羽殿遺跡の実地調査

昭和三十三年七月、名神高速道路の計画が発表され、その経路は明治初年建設の園楽東海運路に沿つて奈良高気竹田駅北方二、三百米附近を過ぎ、新築阪園道の加茂大橋のすぐ南側の地点に至り、そこから真直に加茂川原を越えて山崎方面に向い、その間阪南宮の付近に當つてインターチェンジが設けられることなどが明かにされた。この一番は十二世紀前半頃白河、鳥羽両上皇が造営された鳥羽殿の宮庭、御堂及園池の遺跡であり、該道路が完成すれば、その重要な部分が破壊されることは必定である。文化財保護委員会、京都府教育委員会は相談の結果、道路

公団の同意を得、この予定路線一帯の詳細な実測調査を行うこととなり、奈良国立文化財研究所建築部研究課が主体となり、その調査に当たった。

鳥羽殿が存在したと推定されるのは京都市伏見区竹田町、中島町、下鳥羽一帯の土地であり、調査の区域は北東限は奈良電気加茂川鉄橋、南限は同電鉄高瀬川鉄橋、西南限は京川橋附近の加茂川原に至るまでの東西約一、五軒、南北約二軒、面積にして二、五平方軒にわたる広大な面積であった。調査に当たっては香川大學助教茂野二郎、京大農学部大学院科岡正氏外八名で、三班を編成し、トランシフト、レベル、測速アリゲート使用平板測量を併用し、八月二日から九月二十六日迄の晴天四十五日間、測点一万点以上に及び、總尺五百分の一、五〇釐毎の等高線の実測図に海拔標高を記入した。

この調査で中北大路跡らしい地形を見出したこと、南限の位置は中島町線端及北之口附近、北限は竹田田中殿から小泉之内の沢道沿いの樹叢附近、東限は安楽寿院を含む竹田内畑町一帯、又御所之内にある海拔一九米〇四の丘陵地形は築山跡であろう事などが判明するにいたつた。その詳細は、各神宮巡遊路々線地域内遺蹟文化財調査報告（昭和三十四年六月京都府教育委員会）を参照されたい。（建築・遺蹟調査）

4 川原寺の発掘調査

5 仁和寺所蔵古文書埋蔵等の調査

（この両者についてはやや詳細な報告を本文中に記した）

II 美術工芸研究室

1 藤原時代彫刻の研究

前年度に引続いて本年度も各地にわたつて調査を行い、奈良県にある、金剛寺の聖観如來、雲山寺の聖師三尊像（治暦二年銘）や、融念寺の聖観音立像（延久六年銘）、京都府では、岩船寺の聖観音坐像（仁壽元年銘）、大塚寺では、圓空等の大日如來（保安元年銘）、聖師如來、釈迦如來坐像（寛治七年銘）を、とくに本年度には納入文書その他で遊立年代が認められる像を主体として調査を行った。（彫刻室）

2 熊野発達期における能狂言面の研究
これも前年度に引続き、三重県の宇智宮志願神社及び智多神社などの熊面及び狂言面を調査した。（彫刻室）

3 平安時代仏面の調査と研究

主として十二天佛像の經典的根拠、圖像の成立時期の問題等を究め、醍醐寺大計様國傳、西大寺木、東大寺大治木等の各十二天についての具体的考察を試みることにつとめた。西大寺木についてはこれをほぼ纏めて上梓の時を俟つことにし、東大寺大治木については昭和三十三年美術史学会にその大要を発表した。その要は西大寺木の成立を平安前期も貞觀年中の入唐考が叙の功に帰せらるべきこと、東大寺大治木については仁和寺内堂の引割の転写と見て天台系圖像の一と考へるとに結論を達した。尚この他にもこれらに関連して東寺大治木本尊などに触れる機会があった。その成果は今後に期したいと考へる。（絵画室）

4 南都仏教に表現された講会関係絵画の研究 （文部省科学研究費交付金による研究）

すでに旧年度より着手しつつある南都系仏画の具体的な調査とその研究を実施した。今年度の主たる対象としては東大寺の仏画の調査、興福寺の南門堂壁画及び弥勒菩薩厨子扉絵、さらに英福寺の諸仏の調査などを行った。これらの調査はかなり密化的であつたが、その目的とする所は南都系仏画の一般的傾向を明らかにすることであり、ひいては南都系絵画の源流である天平仏画の様相を尋ねることであつた。従つて他面文獻の側からの研究も怠らなかつた。しかし法隆寺その他の諸大寺の調査を完了していない今日、まだ結論をなす段階に至つていない。（絵画室）

この他、伊勢市の美術工芸品調査、又法金剛院・安楽寿院の絵画調査を実施、後者は目録を作成した。又当院寺本堂の解体修理に伴う発見物の調査にも款回立會つた。（絵画室）

5 舍利塔の様式的研究

前々より引続き舍利塔の様式的研究を行っている。東大寺の堂源様式（仮称）吉沼提寺の窠窟様式（仮称）、西大寺の窠窟様式（仮称）など様式的に特色を有する舍利塔をはじめとして、全県の各社寺に残存する舍利塔の様式と年代的連関、それらの発掘調査もつて美術工芸的価値を研究する。西大寺、吉沼提寺の舍利塔は一応の調査を終つたので、本年度は唐招提寺と西大寺の末寺開保と高野山龍光院及び室生館にある舍利塔を調査した。（工芸室）

6 厨子の研究

厨子の研究も同々より引続き行つてゐる。諸社寺に残存する厨子の調査研究の主眼は、厨子ももて年代差による様式上の変化と工芸技術の変遷、その特異性などの解明と、その発生にいたる文化史的研究にある。

本年度は、当麻寺曼荼羅堂内安置の六角形大厨子の解体修理の機会を得て数多くの新資料に直面した。この厨子の製作年代の問題、厨子に施されてある時絵の年代的考察及びその技術の時代性、また、時絵や箆合具に見られる文様の様式などは種々な問題であり、全くの新資料で、今後これら資料について更に調査研究を進めたい。(工芸室)

7 能衣裳と小袖の研究

このテーマは、「日本の染織研究」の一環である。ここ数年近世初期におけるわが国の染織史に大きい位置を占める能衣裳と小袖の調査研究に當つてゐるが、能衣裳、小袖を美術史的、染織史的に究明するとともに、芸能史、服装史の観点からも研究するため、調査の対象を広め、能衣裳、小袖はもちろん、法隆寺殿、三井院殿、名物袋などをはじめとして、若松類に消かれてある服装形態にいたるまでを広く調査研究してゐる。

本年度は前より調査した能衣裳、小袖の整理にあつたかたわら、白鶴美術商城の古美術と東大寺蔵の東大寺製を調査した。絵巻物類においては、興隆院蔵の都賀絵巻に描かれた江戸時代元禄期の小袖の様相を考察した。(工芸室)

II 建造物研究室

1 解体修理に伴う調査研究(曼荼羅堂受室)

従来建立年次について問題が多かつた当麻寺大室(曼荼羅堂)が解体修理される機会をとらえて、奈良教育委員会に協力して調査を行つた。結果、今回発見した外陣棟木路により、平安時代末永暦二年(一一六一)に、永暦以前の建物の材料を使い、組替へ、規模を拡張して再建されたものであることがわかり、その後、文永五、康永二、長享二、大永八、天正一・一・二、正保五、元禄元、享保八と幾度か小修理が加えられてゐることがわかつた。なお、永暦以前の建物は、先づ初めは、桁行七間、梁間四間、切妻造、斗拱はなく柱天に桁をのせ、合掌組の丈高、奈良時代を降ることのない時のものであつて、次いで、それが平安時代初期に、間投橋の建物の古材を加へ、桁行七間、梁間四間、寄棟造、斗拱は大斗肘木、一軒、二重虹梁懸段式の堂としてその前面に梁間一六・五八にわたる前廊を取付けたものになつたことがわかつた。(建築室)

2 六勝寺遺跡の調査研究

京都市左京区岡崎最勝寺町の元公家跡に京都府臨文化観光公署が着手し建築されることになり、昭和三十三年一月に調査された。このあたりは平安時代末に、法勝・善勝・農勝・円勝・成勝・延勝等のいわゆる六勝寺が造営された所であるので、工事が進むにつれて掘り出される遺跡と遺物について調査研究を行い、善勝寺の一部であると推定出来る遺築と礎石、また瓦瓦多数を発見し、平安時代末の

築業を明かにする成果を得た。(建築室)

3 南都諸大寺加繁配置並に境内地形実測調査
大和上代宮殿寺院跡の発掘調査の目的の一つは平城京の都市計画即ち坊制並びに大路小路の幅員、南都諸大寺との関係を究明するといふ問題が含まれてゐる。これらの産業調査及び観光施設による破壊を未然に防止し、適切な環境整備、自然流水利用の防災等の諸計画を実施するに役立てようといふ多角的な目的から、諸大寺と、研究所との合意のもとにこれらの調査が着手されることになつた。昭和三十三年度末、東大寺より調査費の一部補助を受け、境内地の重要部分を実測した。実測した区域の南限は南大門を東西に結ぶ線、西限は西大門跡、中御門、

転宮門を結ぶ線(京極大路)北は現在の正倉院北限から知泉院山北麓、東はまんなおし地蔵尊から手向山八幡東曹面土臺跡に至る一帯である。

竊口東大寺に間係のある天地利や作寺などをも引きつづき実測調査をつづける予定である。(遺跡庭園室)

4 旧善勝寺と北園司前跡庭園実測調査

中世庭園文化史(大業安貞庭園の研究)では、興福寺大乗院庭園を中心として、比較的年代別時代に於ける連如上人関係庭園と朝倉館跡庭園などを紹介した。其後興福寺関係文書から文明四年伊勢国司北畠政具の弟某、文明十五年には政具の息孝謙が、更に晴具の息具親が東門院に入室するなど、前後な関係のあることが判明したので、これらが興福寺文化圏内にあるかどうかをたゞすために、七月上旬に伊

勢國を氣に北島國司館跡を調査した。一方享祿元年に京都の兵亂を避けて、近江國高島郡の朽木植調を頼つて寄寓した足利將軍義晴が、細川高國を伴つて此地に滞留してゐる事実も明白となつたので、旧秀隣寺の庭園をも殆んど同時に実測調査した。旧秀隣寺の庭園は、將軍義晴が、滞留の徒然のままに庭園を自作したという伝承が西北紀行と近江輿地志略卷九十四高島郡三に書かれている。それは兎も角同者の地形や、丁寮の取敷方などはよく似ており、又北島國師館跡庭園に於ける築山堀にある枯山水の石組や、旧秀隣寺鐘籠の石組の意匠などは、室町時代中期の作例として庭園の余地がなく高く評價されてよいものである。(遺跡庭園室)

5 近世初期建築及び庭園に於ける小堀遠州及びその流派による業績と、その作風に關する研究

(文部省科學研究費交付金による研究)
本研究は、京都御所離宮の研究の一部、近世初期御所離宮作者の問題を取扱つたものである。

近世初期建築及び庭園界の巨匠として知られる小堀遠州の業績のうち、私建最近の研究の結果、桂離宮については、その伝承の通りを受けとることが出来ないことを証明した。そこで今回は小堀遠州の本木堂の作品と、伝遠州作の中で、遠州の弟小堀正春、堀左衛門の作品、遠州の五親中沼左京及松花堂の作品、遠州の分利村左介、賢庭、針左衛門、玉淵坊等の業績を分類することを試みた。又遠州の作品の中でも遠州が設計し、しばしば現場を訪ね、指揮監督をしたものと、設計だけして、現場を弟子の職

人達に委せ切つたものとがあるのではないかとの見当をつけて、左記のような文獻、現場・面圖の調査を行った。

- 1、桂離宮建築庭園、2、仙洞御所庭園、即ち、
- 3、京都御所建築庭園(以上昭和二十三年以降三十二年迄調査一志完了)
- 4、大徳寺塔頭孤峰庵、丁橋、數石道、宗華寺地等、5、近江孤峰庵庭園、6、南禅寺木坊南庭、7、南禅寺塔頭院庭園並東照宮附近一帯、8、高野山天徳院庭園(伝遠州作)の実測調査及び、9、宮内庁書機部、10、内閣文庫、11、史料編纂所蔵遠州関係資料の調査などを実施した。

これらのあらゆる場合について、その内容を厳密に検討して見ると、遠州が設計しただけでなく施工をも指導したものは格調が高く、職人委せにしたものは、やはり品位に乏しいことに気がついた。又皇室や幕府からの公式依頼の場合は、故実にしられ、遠州の干渉を氣にしながら政策的な立場で参画し、ご迎となぐいかけられている。誰へも氣がねせず自由な立場で振舞えた邸宅や隠居所の場合は、遠州独特の意匠がはつきり出ていて面白い。この点については將來もつとつきりとした結果を得ることができらう。(遺跡庭園室)

IV 歴史研究室

1 古文書調査概要

前年度より引続き興福寺所蔵古文書與籍の調査を行った。特に紙背文書の中に二二目洋しものが発見されたが、その中「御遠請御願風札」紙背文書に

は注目すべきものがある。即ち建武三年十月四日足利尊氏御教書案は平済の起源を思わしめる内容を有している。又その他の文書も何れも建武年間頃のものと考えられるが、この中には当時の社會情勢を知り得る好史料が少からず含まれている。

興福寺以外では仁和寺を始め個人所蔵の文書等の調査を行ったが、仁和寺調査については詳細は別に譲る。個人所蔵の文書についてはここでその詳略を擇んで、この中には新発見の平安時代の文書を始めてかなりの成果を上げることが出来た。(古文書室)

2 古瓦の編年的研究

前年度に引続き飛鳥地方の発掘調査における出土瓦の整理及び復原を行った。とくに川原寺の発掘と共に互の研究を併行して行い、川原寺創建時の瓦、平安時代、鎌倉時代の遺品の量的關係を究明することに努めた。これらは来るべき川原寺発掘報告書に報告するつもりである。また興福寺食堂の出土瓦も報告書作製のために従来の調査資料を整理し完成した。さらに互その他遺物、一般の記録及び整理の方法を研究し、遺物台帳をハンドソート・パンチカード法に統一することに決定した。(考古室)

3 弥生式時代墓制の研究

前年度に引続き大野市安岡町祝妻新遺跡の調査を行い、箱式棺二基、合蓋土器一基の発掘を行つて、前年発見した墓式の施設の詳細を究明した。(考古室)

組 織

活用に關する事務をつかさどる。
 (歴史研究室の所掌事務)

文化財保護法(昭和二十五年法律第二二四号)第二十三條四項の規定に基づき奈良国立文化財研究所組織規程を次のように定める

(昭和二十七年三月二十五日文化財保護委員会規則第五号)(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第一号第一次改正)

奈良国立文化財研究所の組織規程

(奈良国立文化財研究所の組織)

第一条 奈良国立文化財研究所の所掌事務を分掌させるため左の四室を置く。

美術工芸研究室

建造物研究室

歴史研究室

庶務室

(美術工芸研究室の所掌事務)

第二条 美術工芸研究室においては、絵画、彫刻、工芸品、書牘その他建造物以外の有形文化財並びに工芸技術に關する調査研究並びにその結果の普及及び活用に關する事務をつかさどる。

(建造物研究室の所掌事務)

第三条 建造物研究室においては、建造物に關する調査研究並びにその結果の普及及び

職 員

(昭和二十九年八月現在)

所 属	氏 名	官 職	担 当
美術工芸研究室	藤田亮策	文部技官 所長	(彫刻)
	小林 剛	同 室長	(工芸)
	守田公夫	同	(繪畫)
	浜田 隆	同	(工芸)
研究室	杉山 二郎	技術補佐員	(彫刻)
	森 三	文部技官 室長	(遺跡発掘)
研究室	杉山信三	同	(建築)
研究室	工藤圭幸	技術員	(同)
	浅野 清	研究員(大阪市立)	(同)
	牛川喜幸	技術補佐員	(遺跡発掘)
歴史研究室	坪井清足	文部技官	(古文書)
	田中 稔	同	(古文書)
	田中 琢	技術補佐員	(古文書)
	森川幸男	文部事務官室長	(古文書)
庶務室	細野 栄	同 係長	(古文書)
	岡本康子	同	(古文書)
	坂口義尚	同	(古文書)
	丹阪信次	同	(古文書)
	横田長次郎	研究補佐員	(古文書)
	渡辺 衆芳	研究補佐員	(古文書)
	杉本敏昭	庁務補助員	(古文書)
	横田 靖子	事務補佐員	(古文書)

写 真
 運 動
 手 帳
 タイプ
 イビ
 ス

組 織

文化財保護法(昭和二十五年法律第二一四号)

第二十二条四項の規定に基づき奈良国立文化財研究所組織規定を次のように定める

(昭和二十七年三月二十五日文化財保護委員会規則第五号)(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第二号第一次改正)

奈良国立文化財研究所の組織規程

(奈良国立文化財研究所の組織)

第一条 奈良国立文化財研究所の所掌事務を分掌させるため左の四室を置く。

- 美術工藝研究室
- 建造物研究室
- 歴史研究室
- 庶務室

(美術工藝研究室の所掌事務)

第二条 美術工藝研究室においては、絵画、彫刻、工芸品、書跡その他建造物以外の有形文化財並びに工芸技術に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(建造物研究室の所掌事務)

第三条 建造物研究室においては、建造物に関する調査研究並びにその結果の普及及び

活用に関する事務をつかさどる。

(歴史研究室の所掌事務)

第四条 歴史研究室においては、公廬および史跡に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(庶務室の所掌事務)

第五条 庶務室においては、左の事務をつかさどる。

- 一、別に文化財保護委員会から委任を受けた範囲における職員の人事に関すること。
- 二、公文書類の接受及び公印の管守その他庶務に関すること。
- 三、経費および収入の予算、決算その他会計に関すること。
- 四、行政財産及び物品の管理に関すること。
- 五、職員福利厚生に関すること。

附 則
この規則は昭和二十七年四月一日から施行する。

附則(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第一号)

この規則は昭和二十九年七月一日から施行する。

職 員

(昭和二十四年八月現在)

所属	氏名	官 職	担当
美術工藝研究室	藤田亮策	文部技官 所長	(彫刻)
	小林 剛	同	(工芸)
	守田 隆夫	同	(絵画)
	浜田 國	同	(彫刻)
	杉山 二郎	技術補佐員	(遺跡庭園)
	森 蘊	文部技官 室長	(建築)
建造物研究室	杉山 信三	同	(同)
	鈴木 嘉吉	同	(同)
	工藤 圭章	技術員(大阪国立)	(同)
	浅野 清	研究員(大阪国立)	(同)
	牛川 喜幸	技術補佐員	(遺跡庭園)
歴史研究室	坪井 清足	文部技官	(古文書)
	田中 聡	同	(考古)
庶務室	田中 球	技術補佐員	(庶務)
	森川 幸男	文部事務官室長	(庶務)
	紺野 栄	同	(庶務)
	岡本 康子	同	(庶務)
	坂口 義尚	同	(庶務)
	丹阪 信次	雇	(庶務)
	横田 辰次郎	研究補佐員(非常勤)	(作業)
	渡辺 栄芳	研究補佐員(非常勤)	(作業)
	杉本 敏昭	庁務補助員	(写真)
	横田 靖子	事務補佐員	(写真)
			(運転車)
			(タイピス)

ANNUAL BULLETIN
OF
NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE
OF CULTURAL PROPERTIES

1959

CONTENTS

Page

Preface	1
Summary of the 3rd Excavation at Kawaradera Site	2
On "Kozanji Hermitage" of High Priest Myoe	8
"No-Isho", Shinonome Shrine	16
Wall-Painting of "Prince Shotoku and his followers", Kakurinji temple	17
Summary of research of old manuscripts and old letters Preserved by Ninnaji temple _____ Historical documents	
Of 4 old temples, Kimpusen, Taimadera, Myotsuji Tachibanadera Discovered at the research _____	19
Annual activities of our Research Institute	28
Organization and Staff	33

PLATES

"No-Isho" Shinonome Shrine & Excavation at Kawaradera Site

Published by

Nara National Research Institute of Cultural Properties

Nara, 1959